# 愛知県 人にやさしい街づくり 望ましい整備指針 (概要版)

平成26年





# I. 役割と特徴

	1. 役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2. 特徵 ••••••••••••••	1
Ι.	2つの基本事項、5つの視点、2つの配慮	
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
᠋.	整備の考え方と措置	
	1. 敷地内通路 •••••••••••••	5
	2. 廊下等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	3. 出入口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	4. 階段 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	5. エレベーター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	6. エスカレーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	7. 便所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	8. 客席 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	9. 駐車場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	10.案内表示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	11.浴室等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	1 2. 客室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	13. カウンター等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	14. 授乳室等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	15. 手すり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

■ 本冊子は、「愛知県 人にやさしい街づくり望ましい整備指針」の概略を記載しており、 措置等についても例示的に掲載しているため、詳細は指針本編を参照してください。 なお、本編は「愛知県(住宅計画課人にやさしい街づくり)」のホームページからダウン □ードできます。(URL http://www.pref.aichi.jp/0000043059.html)

# I. 役割と特徴

愛知県では高齢者、障害者等がより円滑に施設利用できるようにするため、『人にやさ しい街づくり 望ましい整備指針』を策定した。

策定にあたっては、学識経験者や関係団体の役員等で構成される「人にやさしい街づくり推進委員会」の指導・助言を受けるとともに、障害者、事業者、設計者をはじめとする関係者へのヒアリングやパブリックコメント等を実施した。

# 1. 役割

- ・愛知県では、より一層人にやさしい街づく りを進めるため、平成16年12月に人に やさしい街づくりの推進に関する条例(以 下「人にやさしい街づくり条例」という) を改正した。
- ・特定施設の整備に関し最小限の措置を定めた基準(以下「整備基準」という)に加え、より円滑に利用できるようにするための望ましい基準を定めることとした。
- ・本書は、建築物に関する望ましい基準について「人にやさしい街づくり 望ましい整備指針」(以下、「望ましい整備指針」)として示したものである。

# 2. 特徵

#### 1)多様性

より一層円滑に施設利用できることを 目指しているため、多様な意見を反映し、 身体的状況等に対応した措置を示してい る。

### ②柔軟性

事業者や設計者等が施設整備をする際、 必要な措置を選択することができるよう にした。

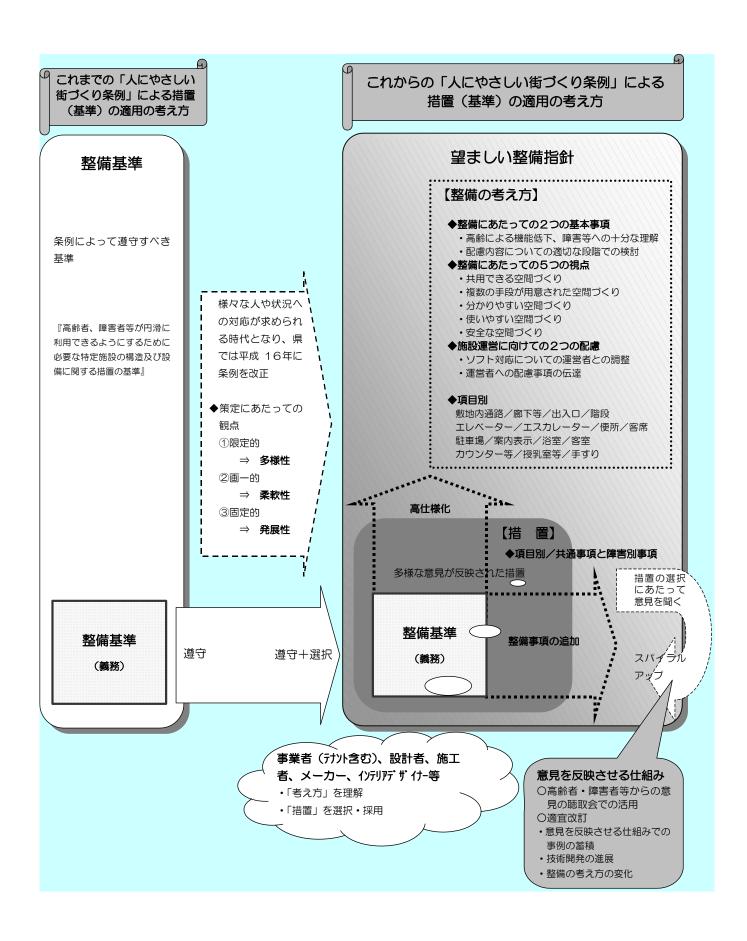
#### ③発展性

施設整備の意見聴取の機会に活用され、 その事例蓄積によって内容が見直される とともに、技術開発の進展等に対応し、内 容を発展させていくものである。

## 人にやさしい街づくりの推進に関する条例

#### (整備基準の遵守義務等)

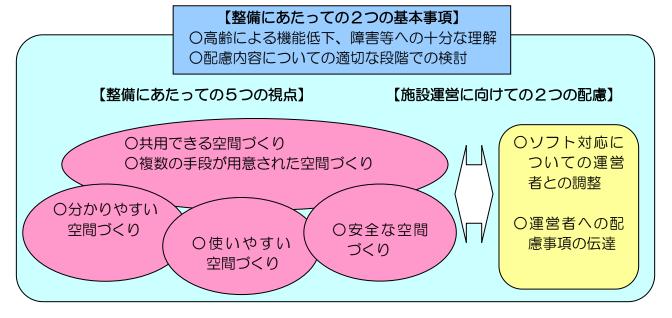
- 第11条 特定施設(注)の新築若しくは新設、増築又は改築(中略)をしようとする者は、当該特定施設(中略)について、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定める高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び設備に関する措置の基準(以下「整備基準」という。)を遵守しなければならない。(以下略)
- 2 知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設 の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。
  - 注)特定施設:多数の者が利用する一定範囲の施設



# Ⅱ、2つの基本事項、5つの視点、2つの配慮

望ましい整備指針は、具体的な措置の画一的な適用を意図したものではなく、事業者や設計者等が「考え方」を理解し、その考え方を具体化した「措置」を選択し、採用することを想定している。

Ⅱ章では、「考え方」のうち、整備にあたっての総括的なポイントを提示しており、以下の 考え方を理解した上で、具体の整備を進めてゆくことが望まれる。



# 1. 整備にあたっての2つの基本事項

#### (1)高齢による機能低下、障害等への充分な理解

すべての人が建築物等を円滑に利用できるようにするためには、心身の機能が低い状態に対応することが必要となるため、高齢による機能低下、障害等の特性を理解する。 なお、施設利用者の身体機能は多様であることを前提として施設整理を考える。

・たとえば、視覚障害といっても視力がない場合(全盲)ばかりではなく、多くは視力が低い場合や視野が狭い場合である。このため、空間の構成要素を視覚的にはっきりと認識できるようにすることが有効である。視覚障害者誘導用ブロックの色が重要であるのも、このような理解によるものである。

#### ②配慮内容についての適切な段階での検討

措置を後から考えていては、障害の種類によっては利用が困難となる場合もある。各々の配慮内容については、検討すべき整備の段階(設計・施工時から、運用後の改修も含めて)があるため、これに留意し整備を進める。

・たとえば、歩道と宅地のレベルをあわせるなど、宅盤を計画する段階から検討しなければ、 敷地の入口から建物の入口まで、高低差の少ない施設とすることができない場合がある。

# 2. 整備にあたっての5つの視点

#### ①共用できる空間づくり

できるだけ多くの人がいっしょに使えるものづくりをめざす。

・たとえば、一般の便房の扉の幅を広げ、形状を一回り大きくすることにより、一般の便房を

手動車いすを使用する人が利用できたり、ベビーカーといっしょに入ることができるように なる。

# ②複数の手段が用意された空間づくり

対応できない人が出ないよう、別の手段を用意することも必要となる。

・たとえば、情報提供について、一つの手段で視覚障害、聴覚障害に対応することは困難である。このため、視覚、聴覚、触覚などの多様な手段による情報提供を行うことにより、視覚 障害や聴覚障害があっても情報を受け取ることができるようになる。

# ③分かりやすい空間づくり

複雑なプランニングを避け、迷わずたどり着けるようにする。また、操作方法がすぐに分かるよう工夫する。

・たとえば、大規模な建物になると、どこに何があるか分かりにくいことがある。主要な動線 に沿って各室や階段、エレベーター、便所を設けるなど、空間構成を分かりやすくすること により、案内表示に過度に頼らなくとも、迷わず目的の場所にたどり着ける。

#### ④使いやすい空間づくり

使用するのに十分なスペースがあり、少ない力でも楽に使用できるよう工夫する。

・たとえば、戸は上吊り引き戸など少ない力で開閉できる形式とするとともに、戸の前後に十分なスペースを確保することにより、車いす使用者による戸の開閉がスムーズに行えるようになる。

# ⑤安全な空間づくり

ついうっかりしたり、意図しない行動が危険につながらないよう工夫する。

・たとえば、部屋の出入口やエレベーターホールの近くに下り方向の段差を設けないことにより、車いす使用時に段差から転落するような危険を防止する。

# 3. 施設運営に向けての2つの配慮

#### ①ソフト対応についての運営者との調整

整備した措置とともに、管理運営方法などの人的対応や制度的対応(ソフト対応)が重要なため、運営者とは十分調整する。

・たとえば、設備による工夫を行っても、係の人など人の力が必要な場合もある。また、サポートによって、より使いやすくなる場合もある。

#### ②運営者への配慮事項の伝達

施設運用後、運営者によって十分な対応がなされるよう、設計者や施工者等は配慮した内容について運営者に伝達する。

・たとえば、設計者や施工者等が配慮した内容を運営者に十分に引き継ぐことにより、運営者が配慮した内容を利用者に紹介し、高齢者、障害者等が安心して施設を訪れることができるようになる。

# Ⅲ、整備の考え方と措置

本章では、建築物の項目別整備の考え方を5つの視点(II章で示した)で整理し、あわせて、これらの考え方に関連する措置を記載した。(一つの考え方が複数の視点より整理できる場合、便宜上より強い視点に分類して記述)

なお、「望ましい整備指針」の本編では、これらの整備の考え方と措置を、それぞれ独立した章として記載している。

# 1. 敷地内通路

敷地内通路は、敷地に接する歩道や駐車場から建築物の出入口に至る経路等である。

敷地出入口から、建築物の出入口までの経路が容易に把握でき、段や高低差が生じないように計画する。やむを得ず高低差ができる場合には、使えない人がないように配慮する。また車いす等を考慮して十分な幅を確保する。

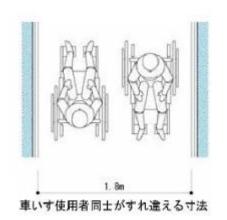
## ●共用できる空間づくり

- ・ 敷地に接する歩道から建築物の出入口まで、高低差や段ができないようにする。
- ・ 通路幅は、車いす同士のすれ違いを考慮する。(他の様々な利用やすれ違いにも対応が可能となるため。)

#### 措置の例

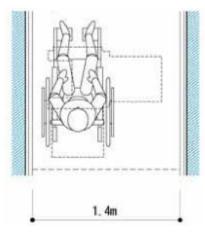
[寸法(共通)]

◇有効幅員は 1.8m以上とする。(整備基準では 1.4m 以上)



【Ⅲ章:措置の凡例】

- ○=整備基準に追加した措置
- ◇=整備基準を高仕様にした措置



車いすが転回できる寸法

#### 措置の例

[傾斜路を設ける場合(共通)]

◇有効幅員は1.8m以上(段に併設の場合1.2 m以上)とする。(整備基準では1.4m以上(段に併設の場合90cm以上))

◇勾配は 1/20 以下とする。(整備基準では、 1/15 以下(高低差 16cm 以下の場合 1/8 以下))

〇傾斜路の曲がり部分、折り返し部分、他の 通路との交差部分にも 1.5m 以上の水平な踊 り場を設ける。特に下端部分では、下がって きた車いすに配慮し、水平部分を長く設ける。

# ●複数の手段が用意された空間づくり

・ 接続する歩道から出入口までの間に視覚 障害者誘導用ブロックを敷設する。

# ●分かりやすい空間づくり

・ 視覚障害者誘導用ブロックを認識しやす い舗装材の色や模様とする。

## ●使いやすい空間づくり

屋根を設けるなど、雨天時などにも使い やすい通路とする。

# ● 安全な空間づくり

- 安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。
- 交差したり、屈曲するところは見通しをよくする。
- ・ 視覚障害者にとって、目に止まりにくい ものや白杖で認識しにくいもの(腰から 上にあるものなど)は、避けきれない障 害物となることもあるので設けない。

## 措置の例

[配置(共通)]

○歩道と車路を分離する。

[設備・備品等(共通)]

○敷地出入口と建築物の出入口までの間を雨 にぬれない構造とする。

[誘導(視覚障害)]

◇主な動線が複数ある場合はいずれの通路も 視覚障害者利用円滑化経路として視覚障害者 誘導用ブロックまたは音声誘導装置を設置す る。(整備基準では、1以上の通路に設置義務 あり)



敷地内通路の整備例

### 2. 廊下等

廊下、ロビー、ホールは、建築物の出入口や利用居室、便所等を相互に結ぶ経路である。

廊下等は段や高低差が生じないようにし、建築物の出入口では、目的とする場所までの経路が把握できるよう計画する。やむを得ず高低差ができる場合には、使えない人がないように配慮する。また、車いす等を考慮して十分な幅を確保する。

## 共用できる空間づくり

- 廊下は、高低差や段ができないようにする。
- 廊下幅は、車いす同士のすれ違いを考慮 する。(他の様々な利用やすれ違いにも 対応が可能となるため。)

#### 措置の例

[傾斜路を設ける場合(共通)]

◇有効幅員は1.8m以上(段に併設の場合1.2m以上)とする。(整備基準では1.4m以上(段に併設の場合90cm以上))

◇勾配は 1/15 以下とする。(整備基準では、 1/12 以下(高低差 16cm 以下の場合 1/8 以下))

# ●複数の手段が用意された空間づくり

出入口から案内設備まで、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

#### ●分かりやすい空間づくり

・ 視覚障害者誘導用ブロックを認識しやす い舗装材の色や模様とする。

## 使いやすい空間づくり

長い移動が負担となる人のために休憩スペースを設置する。

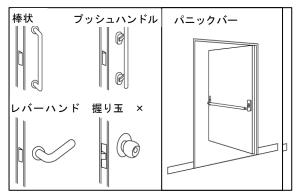
#### 措置の例

[設備・備品等(共通)]

〇ベンチ等の休憩用施設を設置する。



廊下の整備例



使いやすい把手

# 3. 出入口

出入口は、建築物や居室を利用するにあたって、すべての人が円滑に通過できるようにすることが必要である。

扉を設ける場合には、認識しやすく、容易に通過できる形式とする。また、受付カウンター等は、適切に接遇できるよう、建築物の出入口から見通しの良い位置に設置する。

#### ◆共用できる空間づくり

・ 出入口には段や高低差を設けず、誰もが 通過しやすい寸法、仕上げ、戸の形式と する。

## 措置の例

[寸法(共通)]

◇直接地上に通ずる、又は主要な出入口の1 以上を 1.2m以上とする。(整備基準では、 90cm 以上)

[戸(共通)]

〇把手は、手動引き戸では棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式又はパニックバー形式のものとする。なお、プッシュハンドルを選択する場合は、軽いものとする。

# ●複数の手段が用意された空間づくり

• 視覚障害に配慮し、玄関付近では必要に 応じ、視覚障害者誘導用ブロックや音、 点字、触知などによる案内を行う。

## ●分かりやすい空間づくり

・ 車いす使用者が利用できる出入口を分か りやすく案内する。

## ●使いやすい空間づくり

履き替えが必要なときは、履き替えがし やすいよう手すりや腰掛などを設ける。 壁と車いすの接触に留意し、車いすフットレストあたりを設置する。

### ●安全な空間づくり

衝突防止のため、扉の向こう側が認識し やすいよう扉に透過部分を設ける。なお、 総ガラスとした場合、ガラスと分かるよ うに模様などを入れる。



出入り口の整備例

### 4. 階段

階段は上下移動のための、段々状になった構造物であり、歩行の負担になりやすく、転落、転倒等の事故が起こりやすい場所である。安全面も含めて、上り下りしやすい勾配や仕上げ、段の認識しやすさを確保するとともに、手すりを設置する。

# ●共用できる空間づくり

- ・ 歩行困難者、高齢者、視覚障害者、児童 等の昇降時利用に配慮し手すりを設け る。
- ・ 色彩や照明などを工夫し、段などの部分 がはっきりと認識できるようにする。

#### 措置の例

[設備(共通)]

- 〇有効幅員 1.4m以上とする。
- ◇手すりは両側に踊場も含めて連続して2段で設ける。(整備基準では1段)
- 〇足元灯、非常用照明装置を設置する。足元 灯は突き出しのないものとする。

[仕上(共通)]

〇階段と接する壁面部分との色のコントラストをはっきりとさせ、段を強調すると分かりよい。

#### ●複数の手段が用意された空間づくり

車いす使用者等に対し、傾斜路やエレベーターを併設する。

# ●分かりやすい空間づくり

表記を大きくするなど、誰もが見やすい 階数表示を行う。



階段の整備例

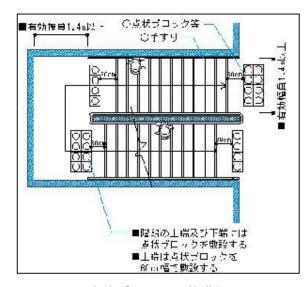
#### ●安全な空間づくり

・ 段の上端、下端を知らせ、注意を喚起するために視覚障害者誘導用ブロック(点 状ブロック)を敷設する。

#### 措置の例

[誘導(視覚障害)]

- ◇階段の上端及び下端に近接する踊場に点状 ブロック等の敷設を行う。(整備基準では、階 段の上端に隣接する踊場のみ)
- ○階段上端の点状ブロックは 60 cm幅で敷設する。
- 〇点状ブロックは階段の始終端から 30 cm離し、点状ブロック間は最低 30 cm確保する。



点状ブロックの整備例

### 5. エレベーター

エレベーターはかごが上下することにより、安全かつ円滑に上下移動できる設備であり、下肢に障害のある人、体力が低下している人、ベビーカーの子ども連れ等にとって有効なものである。

このため、分かりやすい位置に設ける とともに、利用形態に合わせ、ホールや かごの大きさを確保する。また、視覚・ 聴覚障害等にも配慮した表示や操作とす る。

## ●共用できる空間づくり

- エレベーターの所在が分かりやすいよう に設置する。
- ・ かごの到着、ボタン位置や操作、表示内 容等を分かりやすくするため、音声や視 認性の向上、光などによる情報を提供す る。
- 乗降ロビーに高低差を設けない、かごと ロビーの隙間を小さくするなど、乗り降 りしやすいものとする。

#### 措置の例

[設備(共通)]

○乗降ロビーとかごの隙間は2cm以内とする。

# ●複数の手段が用意された空間づくり

乗場ボタンやかご内のボタン、インター ホンは、上肢障害や手指の巧緻性によら ず操作しやすいものを、車いす使用者に 配慮した高さに設ける。

## 措置の例

[設備(車いす使用)]

○かご内の専用操作盤のボタンの高さは1 m 程度とする。

○かごの床上 35 cm程度まで車いすフットレストあたりを設置する。

#### ●安全な空間づくり

・ 乗降時の衝突防止などのために、扉に透 過部分を設ける。



エレベーターの整備例

#### 措置の例

[その他(共通)]

○扉にガラス窓を設けるなど、かご内が乗降 ロビーから視認できる構造とする。

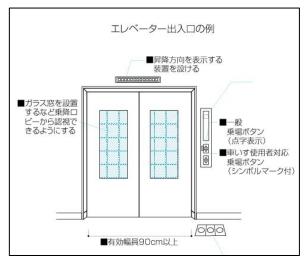
[寸法(車いす使用者)]

◇かごの奥行き内のり寸法は 1.5m以上とする。(整備基準では 1.35m以上)

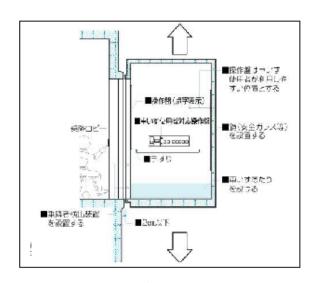
◇かごの幅は 1.6m以上とする。(整備基準では 1.4m)

[設備(視覚障害)]

○ボタン操作したことがわかるよう音と光で 示す。



エレベーター出入り口の例



かご内の例